

## 奥州市公告

奥州市観光デジタルマップ等導入業務に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和6年7月17日

奥州市長 倉 成 淳

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

奥州市観光デジタルマップ等導入業務

#### (2) 業務内容

資料1「奥州市観光デジタルマップ等導入業務仕様書」に定めるところによる。

#### (3) 契約期間

ア 構築期間 契約締結日から令和7年1月31日まで

イ 利用期間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（60箇月）

#### (4) 提案上限額

総額 6,401千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

内訳 初期構築費 2,891千円

運用保守費 3,510千円

この金額は、本業務に係る提案の上限額であり、契約期間の費用を全て含む。

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、契約の金額については、予定価格の範囲内において協議して定めるものとする。

### 2 選定方式

公募型プロポーザル方式による。

### 3 プロポーザルの日程

| 内容             | 期日等                |
|----------------|--------------------|
| 参加表明書等提出期限     | 令和6年7月26日（金）午後5時まで |
| 資格審査結果の通知      | 令和6年7月31日（水）まで     |
| 質問書の提出期限       | 令和6年8月9日（金）午後5時まで  |
| 質問に対する回答       | 令和6年8月14日（水）まで     |
| 企画提案書等の提出期限    | 令和6年8月20日（火）午後5時まで |
| 審査会（プレゼンテーション） | 令和6年8月23日（金）       |
| 選定結果の通知、公表     | 令和6年8月28日（水）       |

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 奥州市暴力団排除条例（平成 27 年奥州市条例第 20 号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成 27 年奥州市告示第 26 号）第 3 条の規定に該当する者

エ 奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成 18 年奥州市告示第 72 号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成 18 年奥州市告示第 5 号）に基づく指名停止措置を受けている者

(2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。）を有している者であること。

(3) 令和 2 年度以降に他自治体等の同種又は類似の導入業務を履行した実績があること。

#### 5 連絡先

担当部署：奥州市商工観光部商業観光課

担当者：井上 悠太、朝倉 友香

所在地：〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

電話：0197-34-1760

FAX：0197-24-1992

E-mail：shougyoul@city.oshu.iwate.jp

#### 6 その他

プロポーザルに係る提案（プレゼンテーションを含む。）の実施に要する一切の費用は、提案者の負担とする。